

カワバタモロコ保全事業

施策のポイント

環境省レッドデータブック「絶滅危惧IB類」に指定されているカワバタモロコの生息が確認されたことにより、保護条例を制定した。特定の生物を保護する条例を市区町村単位で制定するのは珍しい。

自治体情報

岐阜県輪之内町

人口 / 9,777人

標準財政規模 / 2,576,283千円

担当課 産業課

電話番号 代表 0584-69-3111 内線 172

実施主体 輪之内町

関連ホームページ <http://www.town.wanouchi.gifu.jp/>

事業期間 平成 22 年度から

参考とした施策

関係施策分類

施策の概要

1 取組に至る背景・目的

環境省レッドデータブック「絶滅危惧IB類」及び岐阜県レッドデータブック「絶滅危惧II類」に指定されている希少淡水魚であるカワバタモロコの生息が町内各所で確認されたことにより、町をあげて保護していかなければならないという機運が高まった。また、自然環境のよい町としてカワバタモロコの生息をPRする機会に恵まれた。しかし反面、乱獲者の出現を招く可能性が出てきたため、早急に保護条例を制定する必要性が生じ、平成21年12月21日、「輪之内町カワバタモロコ保護条例」が制定された。また、平成21年12月22日、同条例の施行につき具体的内容を規定した「輪之内町カワバタモロコ保護条例施行規則」が制定された。同条例、施行規則は平成22年4月1日より施行の運びとなった。

2 取り組みの具体的内容

5名以内の保護員を設置する。保護員は、町内の学識、経験を有する者とし、カワバタモロコの生息状況の把握と保護対策に努める。無断乱獲者に対して保護の趣旨を説明・指導に当たり、場合によっては罰則に基づく過料の徴収事務を行う。

3 施策の開始前に想定した効果、数値目標など

無断乱獲者の減少。カワバタモロコという希少種の周知。カワバタモロコをPRすることにより自然環境全般に対する住民等の意識が向上するきっかけとなる。

4 現在までの実績・成果

保護員居住地区の水路などカワバタモロコの生息地の見守り。また同地区内の住民と水路調査を行い生態などを学ぶ。カワバタモロコだけではなくダルマガエル（環境省レッドデータブック「絶滅危惧II類」、岐阜県レッドデータブック「絶滅危惧II類」）やチュウサギ（同省及び県レッドデータブック「準絶滅危惧」）などのめずらしい生き物の生息も確認することにより、多様な生物が生きている自然豊かな地域なのだと実感し、守っていこうという意識が芽生えた。

5 導入・実施にあたり工夫した点や苦労した点とその対処法・解決策など

保護員といえどカワバタモロコについて熟知していない者もいる。地域住民と一緒にあって積極的に学習会を行い、地域全体で理解を深めようと努力している。

6 今後の展開と課題

カワバタモロコの保護を通して、自然環境保全や、人と自然にやさしいまちづくりの推進を図る。

○輪之内町カワバタモロコ保護条例
平成二十一年十二月二十一日
条例第十七号

(目的)
第一条 この条例は、町内に生息するカワバタモロコの保護を図ることにより、自然環境の保全と人と自然にやさしいまちづくりの推進に寄与することを目的とする。

(町の責務)
第二条 町は、カワバタモロコが生息できる環境の保全に必要な施策を講ずるとともに、町民、滞在者及び旅行者並びに事業者(以下「町民等」という。)に対し、自然環境の保全意識の高揚を図るものとする。

(町民等の責務)
第三条 町民等は、町内に生息するカワバタモロコを保護するため、町が行う施策に積極的に協力するものとする。

(捕獲の禁止)
第四条 何人も、町内において、カワバタモロコの捕獲をしてはならない。ただし、次に掲げる場合にあっては、この限りでない。
一 カワバタモロコの生息、保護増殖その他の調査研究を行う場合
二 環境教育のためカワバタモロコを教材とする場合
三 カワバタモロコを捕って捕獲し、又は混獲し、その後速やかに放流した場合
四 その他カワバタモロコの生息に支障を及ぼすおそれがない行為として町長が認める場合

(配慮事項)
第五条 町民等は、町内に生息するカワバタモロコを保護するため、河川、水路等の汚濁防止、環境美化等に努めるものとする。
2 町内において河川工事等を行うものは、カワバタモロコが生息する自然環境の保全に配慮した工事の計画及び施工に努めるものとする。

(過料)
第六条 第四条の規定に違反した者は、五万円以下の過料に処する。

(委任)
第七条 この条例に定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、町長が別に定める。

附 則
(施行期日)
この条例は、平成二十二年四月一日から施行する。

○輪之内町カワバタモロコ保護条例施行規則
平成二十一年十二月二十二日
規則第十六号

(趣旨)
第一条 この規則は、輪之内町カワバタモロコ保護条例(平成二十一年輪之内町条例第十七号。以下「条例」という。)の施行について必要な事項を定めるものとする。

(保護対策)
第二条 町長は、条例の目的達成のため、町内の適当な場所に保護看板を設置するとともに、町民等に対し、随時町広報誌等により、カワバタモロコの保護を訴える等必要な措置をとるものとする。

(捕獲許可申請)
第三条 条例第四条第一号、第二号及び第四号の規定による捕獲をしようとする者は、あらかじめ町長にカワバタモロコ捕獲許可申請書(第一号様式。以下「申請書」という。)を提出しなければならない。

(許可書の交付)
第四条 町長は、前条の規定による申請書を受領したときは、当該書類を審査し、支障がないと認めるときは、カワバタモロコ捕獲許可書(第二号様式)により許可するものとする。(意見の聴取)

第五条 町長は、前条による許可の可否に際し、疑義等が生じた場合には、学識経験者等に意見を聴取することができるものとする。

(保護員の設置)
第六条 カワバタモロコ保護のため次の保護員を置くことができる。
一 町内の学識、経験を有する者 五人以内

(保護員の任期)
第七条 保護員の任期は、三年とする。ただし、再任をさまたげない。

(保護員の任務)
第八条 保護員は、常に区域内のカワバタモロコを保護するため、生息状況の把握と保護対策に努めるとともに、無断捕獲者を見つけた場合は、趣旨を説明し、指導に当たり、罰則に基づき過料の徴収事務を行う。

附 則
この規則は、平成二十二年四月一日から施行する。

予算関連データ

総額 ①～⑤の計		財源内訳(財源区分:①～⑤)				
		①国費	②県費	③起債	④その他	⑤一般財源
450千円		0千円	0千円	0千円	0千円	450千円
①～④の名称、 所管など	名称					/
	所管					
	金額					
	補助率					

提供可能資料：輪之内町カワバタモロコ保護条例、施行規則